

大規模災害時の広域管制に関する協定

岡山県警察又は香川県警察の管轄区域内で大規模災害が発生した場合における交通対策上の相互支援に関する協定

岡山県警察本部長及び香川県警察本部長は、両県警察の管轄区域内において大規模災害が発生した場合における交通対策上の相互支援に関し、次のとおり協定する。

平成8年5月1日

岡山県警察本部長

警視長 上原美都男

香川県警察本部長

警視長 今井康容

(目的)

第1条 この協定は、岡山県警察又は香川県警察の管轄区域内で大規模な災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）において、被災地域を中心とした両県の円滑な交通を確保するための相互支援活動の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、岡山県警察及び香川県警察（以下「協定警察」という。）が一体となって被災地域内への一般車両（同法第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両をいう。以下同じ。）の流入を規制するための通行の禁止又は制限を行う必要がある災害をいう。
- (2) 流入規制 大規模災害が発生した場合において、発生後直ちに被災県内への一般車両の流入を禁止し、又は制限するために行う交通規制をいう。

(支援活動の内容)

第3条 協定警察の警察本部長は、相手方県警察の管轄区域内での大規模な災害の発生を認知した場合は、次に掲げる支援活動を実施するため、必要な体制を速やかに確立するものとする。

- (1) 瀬戸中央自動車道（国道30号）の流入規制
- (2) 交通規制等に関する広報
- (3) その他大規模災害発生時の交通対策を講じる上で必要と認められるもの

2 この協定による支援活動は、被災地域を管轄する県警察の警察本部長からの要請により行うものとする。ただし、被災状況等から支援活動を緊急に実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(流入規制箇所)

第4条 前条第1項第1号の流入規制は、岡山県側にあつては児島インターチェンジ、香川県側にあつては坂出北インターチェンジにおいて実施するものとする。

2 被災状況等から、前項に規定する場所において流入規制を実施することが適当でないと認められる場合は、流入規制箇所を変更し、又は追加することができるものとする。

(雑則)

第5条 前2条に定めるもののほか、この協定の実施について必要がある細目的事項については、協定警察の交通部長が申し合わせることができるものとする。

附 則

この協定は、平成8年5月1日から施行する。